

ふじ き ひさ し
藤 木 久 志

学位の種類 文 学 博 士
学位記番号 文 第 5 2 号
学位授与年月日 昭和61年7月10日
学位授与の要件 学位規則第5条第2項該当

学位論文題目 豊臣平和令と戦国社会

論文審査委員 (主査)

教授 渡 辺 信 夫 教授 羽 下 徳 彦

教授 井 上 秀 雄

論 文 内 容 の 要 旨

一、題 名

豊臣平和令と戦国社会

(290頁、東京大学出版会、1985年5月刊)

* 参考論文 戦国社会史論

(400頁、東京大学出版会、1974年10月刊)

二、目 次

序

兵農分離=移行期の断層によせて

豊臣平和令への関心

惣無事令論の動向

本書の構成

第一章 大名の平和=惣無事令

第一節 戦国大名の和平と国分

一 国分協定の発見

- 二 戦国期国分の特質
- 第二節 豊臣九州停戦令と国分
 - 一 四国国分
 - 二 九州停戦令
 - 三 停戦令の受諾
 - 四 九州国分令
 - 五 九州征伐令
 - 六 小 括
- 第三節 関東奥両国惣無事令の成立
 - 一 豊臣惣無事令の発見
 - 二 奥両国惣無事令の展開
- 第四節 関東惣無事令の展開
 - 一 天正10年「国切之約諾」
 - 二 沼田領裁定
 - 三 「誅伐」の論理
 - 四 小 括
- 第二章 村落の平和=喧嘩停止令
 - 第一節 豊臣喧嘩停止令の発見
 - 一 課 題
 - 二 天正20年、摂津の水論
 - 三 天正17年、近江の水論
 - 四 天正16～7年、播磨の山論
 - 五 天正15年、河内の山論
 - 第二節 徳川喧嘩停止令の展開
 - 一 その所見
 - 二 慶長14年令
 - 三 元和7年令
 - 四 寛永12年令
 - 五 宝暦9年、美濃郡上藩法
 - 六 天下御法度——寛永期の山論
 - 七 公儀おそろし——寛文期の山論
 - 第三節 中世後期の村落間相論

- 一 室町・戦国期の合戦相論
- 二 鎌を取る
- 三 「異見」=共同裁定
- 四 自力の犠牲と補償
- 第四節 近世初期の村落間相論
 - 一 課題
 - 二 山論の事例
 - 三 鎌を取る——山方の大法
 - 四 相当の儀——同量補償の請求
 - 五 検地帳登録地の相論
 - 六 近郷の合力=証言——共同裁定
 - 七 鉄火を取る——神裁
 - 八 小 括
- 第三章 百姓の平和=刀狩令
 - 第一節 刀狩令の成立
 - 一 織田期の刀狩り
 - 二 原刀狩令の成立
 - 三 原刀狩令の展開
 - 四 豊臣刀狩令の発令
 - 第二節 豊臣刀狩令の展開
 - 一 中部・北陸地方の刀狩り
 - 二 中国地方の刀狩り
 - 三 九州地方の刀狩り
 - 四 奥羽地方の刀狩り
 - 五 朝鮮侵略期の刀狩り
 - 第三節 近世前期の刀狩状況
 - 一 徳川刀狩令の存否
 - 二 研究史の再検討
 - 三 町人帯刀禁令の成立
 - 四 百姓帯刀禁令の成立
 - 五 帯刀事情の断面
 - 六 小 括

第四章 海の平和＝海賊停止令

第一節 海賊停止令

- 一 海賊停止令の成立
- 二 海賊停止令の展開

第二節 東アジア外交の重層性

- 一 南蛮・明政策
- 二 琉球・呂宋・高山国政策

第三節 惣無事令と朝鮮侵略

- 一 「征伐」の意味
- 二 第一次「経略」
- 三 講和の条件
- 四 第二次侵略の特質

あとがき

索引

* 参考論文

戦国社会史論 目次

序にかえて

総論 戦国期社会の特質

第一章 荘園制解体期の村落と領主

第二章 戦国期社会における中間層の動向

補論 土一揆と村落

第三章 「百姓」の法的位置と「御百姓」意識

I 戦国期在地領主の動向

第一章 畿内型の在地領主と高利貸機能

第二章 遠隔地における国人領主制と惣領職

補論 国人領の変動と大名権力

II 戦国法の成立と構造

第一章 戦国法の形成過程

第二章 在地法と農民支配

第三章 選銭令と在地の動向

III 大名領国の経済構造と知行制

第一章 大名領国の経済構造

第二章 知行制の形成と守護職

付論 貫高制論の課題

あとがき

索引

三、対象と視角

この論文は、日本の16世紀末に現れた豊臣政権とその社会に関する、基礎的な研究である。

さらに、参考論文『戦国社会史論』で、15～16世紀の戦国社会そのものを追究の対象としたのをうけて、この論文では、さらに16世紀末から17世紀にわたる、日本の中世社会から近世社会への移行の時期を対象とし、ふつう兵農分離といわれる移行期の社会の特質を、新しい角度から究明することを目的とする。

この論文でおもな分析の対象とするのは、豊臣政権の発した、

- (一) 惣無事令（付、国分令）
- (二) 喧嘩停止令
- (三) 刀狩令
- (四) 海賊停止令

という、四つの法令ないし政策とその施行過程の実態である。これらのうち、一の惣無事令（そうぶじれい）・二の喧嘩停止令（けんかちょうじれい）という耳慣れない二つの法令は、惣無事令に伴う国分令（くにわけれい）とともに、豊臣期のありふれた史実の中から、わたくし自身が新たに掘り起こし、史料上の表現にしたがって仮にそう名付けたものであり、すでによく知られる三の刀狩令・四の海賊停止令は、これらの政策と不可分の位置を占めたものとみられる。

以上の四つの政策を、この論文では、とくに私戦禁止令の視角から、それぞれ大名の平和・村落の平和・百姓の平和・海の平和、すなわち豊臣平和令の体制の総合的な展開として一括して把握することによって、この豊臣期＝移行期の社会の特質を検討し直そう、というのである。

なお、ここでいう私戦禁止令とか平和令という用語や視点は、ヨーロッパ中世史における私戦（フェーデ・ゲールプリヴェ）、あるいは平和（ハウスフリーデ・ゾンダーフリーデ・ラントフリーデ）の概念、とくに12世紀ドイツのラントフリーデとその武器規制条項（ヴェフェンフェアポート）や農民武装権（ヴェフェンレヒト）の概念とその研究に大きな示唆を得たものである。

それをうけて、分析の主要な指標は、日本の中世社会を通じて諸階層の間に広く深く展開したとみられる自力救済の動向、特に合戦・敵打ち・山野水争い・喧嘩などさまざまな私戦の慣行が、農民の武装権とともに、この移行期にどのように規制され、「平和」の方向に向かってどのような変化をとげるか、におかれることになる。

ただし、中世を通じて一貫して認められる私戦禁止令の展開という視角や方法は、日本中世史の研究史の上では、すでに羽下徳彦氏の「領主支配と法」（岩波講座『日本歴史』中世1、1975年）をはじめ、勝俣鎮夫氏の「戦国法」（岩波講座『日本歴史』中世2、1976年）や野々瀬紀美氏の「豊臣政権下の水論と村落」（『ヒストリア』70、1976年）などによって確立されつつあり、わたくしの独創ではない。

その意味で、この論文の研究史上の固有の意義は、ふつう天下統一の軍事征服戦争とか強大な集権的封建国家の成立といわれる豊臣政権の全国統合の過程と、中世社会から近世社会への移行の過程を、以上のような中世史の高度な達成に依拠して、中世を通じた私戦禁止令ないし自力救済権規制の動向、つまり戦国大名から百姓にいたるまでの、また山・野・川から海にいたるまでの、すなわち豊臣期の社会の総体に及ぶ平和の動向の総括、として究明しようとするところにある、ということができるところである。

このような分析視角による追究の結果、この論文では、前記の惣無事令・国分令・喧嘩停止令という、従来まったく注目されることのなかった豊臣政権の諸政策ないし諸法令を新たに発見し、豊臣政権の全国統合の過程に、大名領主から村落と百姓にわたる多角的な私戦禁止令の総合的な展開が、現実はその政策基調として一貫して存在したことを、実証的に検証することができたと考えている。

四、研究史上の問題点

この論文が以上のような研究課題を設定する所以は、中世から近世への移行期の特質を兵農分離と規定する、これまでの研究状況に対して、次のような疑問と反省をもつからである。

その一は、この兵農分離という命題が、中・近世の移行期を画然たる断層とみる立場から、ほとんど万能の説明概念として、すでに半世紀以上にもわたって、魔法の杖のように使われながら、ひとは今なおその具象としては、いわゆる刀狩りや武士の城下町集住の外に、ほとんど何も思い浮かべることができない、という事実への疑問である。兵農分離とは果たしてどれだけゆたかな具象を直接の基礎として成立した命題であったか、そのことを一度は根底から問い直してみる必要があるのではないか。

たとえば、兵農分離の主要な内容をなすとみられ、石高制・鎖国とともに、近世日本特質論の核心とされてきた、豊臣政権の刀狩りについては、よく知られた刀狩令書をもとに、そ

の政策意図や歴史的意義を論じた洞察にみちた論説は数多いが、その実施過程の実情の実証的な追究となると、管見の限り、1937年の中村吉治『近世初期農政史研究』および1943年の桑田忠親「豊臣秀吉の刀狩」（『史学雑誌』五四の一）以後、つまり戦後の歴史学界ではその作業が試みられた形跡はまったくないのである。

そのため、刀狩令の令書が百姓からのすべての武器の没収をその目的として明示的に掲げながら、なぜ当時から刀狩りと限定的に呼ばれたのか、その理由が実証的に追究されたことは一度もなく、また、豊臣刀狩りの実情と徳川幕藩体制下の刀狩り状況との一貫した実証的なつき合わせという、ごく基礎的な作業さえも、いまだに行われてはいない。「武装解除され丸腰になった近世民衆」という周知の民衆像の通念に、戦後歴史学による本格的な検討はいまだに加えられてはいないのである。兵農分離という抽象が、少なくともその一部で、早くから具象との間の緊張を失っていたことは確実といわざるを得ない。

その二は、これまでの中世史研究、とりわけ農民闘争史研究の通説が、武装解除された中世農民（丸腰にされた民衆）という既成の刀狩り論に無条件によりかかり、また、「一郷も二郷もなでぎりに」という豊臣の指令をうのみにして、土一揆と中世村落の統一政権への屈服をもって移行期の弔詞とする歴史像を作りあげ、惣村の無力や土一揆の敗北を嘆き、「明るい中世」から「暗い近世」への歴史の暗転を説く傾向への疑問である。この移行期を歴史の暗転期とみなし、民衆史の断層とみる素朴な歴史像には大きな虚構があるのではないか。

たとえば、「明るい中世」というこれまでの中世村落像をもってしては、網野善彦『無縁・公界・楽』（平凡社、1978）の提起した、自力の対極に広範な特別の平和領域が形成されることの意味、つまり中世における「自力」の二面性の問題を構造的に理解することは、ほとんど不可能であろう。また、黒田俊雄「中世における武勇と安穩」（『仏教史学研究』二四の一、1981）が、中世社会における武勇＝武士と安穩＝農民の対立という構図をもとに提起した、安穩を求める全社会的な運動の興隆という視点をうけとめようとするとき、自力の主体たる戦国期の村落に即して、中世社会に広く展開する私戦の体系、すなわち村の武装と武力行使の慣行をどうみるか、は避けがたい課題とされなければならない、中世村落の自力の態勢を自主・自由と抽象化し美化するこれまでの「明るい中世」像は、そのままでは存立しえないことになろう。さらに、渡辺信夫「近世初期人返令の展開」（東北大学『日本文化研究所紀要』別巻一五、1978）が明らかにした、近世初期における中世以来の百姓の逃散権のあり方からみても、中世村落の敗北という素朴な歴史像と史実との乖離もまた疑いないところであろう。

総じて、自力の剝奪・中世農民の敗北という通念に、過酷な自力の法からの自己の解放という、いわば「楽」の側から「自力」を撃つ視座を対置し、移行期の歴史像の再構成を図る

ことも、また当面する課題とされなければならない。

その三は、したがって、上のような従来の兵農分離論や土一揆敗北論が描きつけてきた、権力の優越・民衆の無力という構図をもとにした統一政権論ないし幕藩制国家論にも、あらためて検討が加えられなければならないことになろう。たとえば、兵農分離や統一政権成立の政治過程ともいうべき、豊臣政権の全国統治について、これを秀吉の一貫した軍事征服戦争の帰結として把握する見方は、いま強大な豊臣集権権力像を形作って、ほとんど不動の通念と化している。そのため、現実には豊臣政権によって滅ぼされた戦国大名が関東の北条氏ただ一人に過ぎないこと、豊臣の軍事力の発動が「征伐」と呼ばれたことは周知の史実であるにもかかわらず、この史実を踏まえ「征伐」の語をキーワードとして、征服戦争観や全国統合の法理が問い直されたことは一度もないのである。移行期の政治過程の実証的な追究もまた不十分であった、といわざるを得ないであろう。

もとよりこのような課題が簡単に果たせるわけではないが、この論文では、以上のようないくつかの疑問と反省をもとに、移行期を覆う兵農分離という抽象から、もう一度その時期の一つひとつの現象の独自性に立ち戻って、個々の問題ごとに実際にあったものを見直してみたいのである。

五、本論の要旨

第一章 大名の平和＝惣無事令

この章では、大名領主レベルの私戦禁止令の展開を追究し、豊臣政権の全国統合の基調が、戦国大名間の国郡境目相論といわれた境界紛争の自力解決の手段たる交戦権の剝奪（＝惣無事令）と、領土問題の豊臣裁判権による平和的な裁定（＝国分令）にあったこと、また、「征伐」といわれた軍事力の発動は、この裁定に対する違反行為＝平和侵害への制裁に外ならなかったことを明らかにし、この政策を史料上の表記によって、惣無事令と名付ける。

すなわち、まず、この豊臣惣無事令と国分令の基調は、じつは豊臣政権の創出にかかるものではなく、その展開の歴史は、戦国争乱期を通じて戦国大名間の錯綜した交戦と講和の連鎖の過程で個別的に広く展開されてきた、「無事」と「国分」の動向の総括に外ならなかったことを究明する。個別戦国大名間の戦争が国郡境目相論つまり領土紛争という性格をもつかぎり、戦国期に広くくりひろげられた戦争と平和の連鎖には必ず領土問題についての何等かの解決をともなっていた筈であり、事実、その解決のための当事者間の領土協定が「国分」と呼ばれて、広範に存在し、その連鎖が戦国大名間の自律的な領有秩序をしいに広域的に形成しつつあったのである。

戦国の国分の法理は「手柄次第」「自力次第」つまり当事者主義を原則とする不安定さを

のこしてはいたが、豊臣政権が登場したとき、すでにほとんどの戦国大名領域は自律的に画定される形勢に向かっていたのであり、領土紛争の平和解決を掲げて交戦権の凍結を求める豊臣惣無事令の政策は、まさにこの動向に規定され、当知行主義つまり戦国の現実の領有秩序を前提として、形成されたものであった。

国分の戦国段階と豊臣段階の差異の核心は、戦国の当事者間の自力次第＝当事者主義の原則を克服し、豊臣政権（優位な第三者）による戦国大名の自力＝交戦権を排除した職権主義的な執行へと転換したこと、に求められる。さらに、豊臣政権による一連のいわゆる征服戦争というのは、いずれも交戦の凍結つまり私戦禁止令を前提とした豊臣国分令＝領土裁定＝知行割りの職権主義的な強制執行か、もしくは裁定秩序の侵害に対する制裁＝征伐に外ならなかったものであり、征服戦争による全国の軍事統合という従来の通念は否定されなければならない。なお、この惣無事令＝私戦禁止令の政策は、豊臣政権の成立以来、全国統合過程を一貫する政策基調であったことが確認される。

第二章 村落の平和＝喧嘩停止令

この章では、村落レベルの私戦禁止令の展開を追究し、戦国大名＝領主層を対象とした惣無事令＝私戦禁止令の基調が、さら中世村落間の紛争、すなわち山野川論の解決手段たる村の武力行使＝喧嘩＝自検断権の規制にまで、つまり中世社会の総体に及ぶものであったことを明らかにし、この山・野・川の紛争領域を固有の対象として村落レベルに展開された政策を、その発動令の文言にしたがって喧嘩停止令と名付ける。

すなわち、まず、この喧嘩停止令つまり村落レベルの私戦禁止令もまた、その原型はすでに戦国法の中に、兵具＝武装・相当＝報復・合力＝共同を核心とする、中世村落の自力＝私戦の体系に対する規制法として検出されること、ついで、豊臣政権はこれを武装・報復の規制を中核において継受し、その法に個別大名法に優越する地位を与えたこと、さらに、徳川幕府もまたこの豊臣喧嘩停止令をそのまま継承し、明示的な立法措置を繰り返し講じて、村落規制の基本法としていること、などを明らかにする。

さらに、この法の形成を規定した中世村落間の紛争解決の固有の体系の存在についても追究し、そこには「鎌を取る」とか「山方の作法」といわれる山論の作法や、兵具＝武装・相当＝報復・合力＝共同を正義とする自律的な私戦の体系、つまり中世村落の日常的な武力の保有と村域を超える武力行使の態勢の存在することを検証する。また、村落レベルの私戦の遂行に不可避免的に伴う個人の犠牲と、それに対する村落による補償の仕組みの存在や、自力＝私戦の惨禍についても明らかにし、問題の豊臣喧嘩停止令という天下の法は、たんに専制的な権力の法（権力の平和）であったばかりではなく、民衆の側にある過酷な自力の法の支配からの自己解放（民衆の平和）の実現という歴史的な課題をも包みこんで成立したもの

であったと主張する。

第三章 百姓の平和=刀狩令

この章では、百姓個々のレベルの私戦禁止令の展開ぶりを追究し、上の喧嘩停止令の主要な規制対象とされる百姓の武器行使禁令と不可分の関係にあるとみられる、豊臣刀狩令の実施過程を、検出されうるすべての事例について、個別的・地域的・段階的に検討を加え、さらに近世前期にもわたって、刀狩りの実態がどのようなものであったか、について総合的な追究を行う。

この視角からみると、近世の百姓を完全に自力を剥奪され武装を解除された「丸腰の農民」と規定する従来の通説的な理解は、第一に、刀狩令という豊臣政権の法の発動、つまり政策意図の表明をそのまま法の貫徹と読みかえることによって、第二に、徳川幕府が果たしてこの刀狩令を基本法としてそのまま明示的に継承したかどうかの検討をぬきにして、成り立っていたといわざるを得ない。

すなわち、本論文の検討結果によれば、豊臣刀狩令はその実施過程からみると、令書第一条に明記される百姓の武装の全面解除の規程にもかかわらず、当時から刀狩令とよばれたように、刀、脇指を主要な規制対象としたこと、しかも、身分標識・祭器具あるいは害獣駆除用の農具としての免許措置を伴うなど、農村の武器廃絶への関心はむしろ稀薄で、令書第三条に強調される「百姓は農具さへもち、耕作を専に」という農民に対する身分制的な規制、つまり農民身分の確定という性格が濃厚であったこと、などが明らかである。なお、豊臣刀狩令という農民の武器規制法の成立を可能にした条件のなかに、「現には刀ゆえに鬭争に及び身命あい果つるを助く」と宣伝された、自力=武器の惨禍からの百姓の自己解放という歴史的課題があったことにも注目する必要がある。

ついで、徳川期の刀狩状況を見ると、少なくとも17世紀末期に至るまでは、百姓・町人が帯刀そのものを明示的な立法措置によって禁じられたり、武器を没収されたりした形跡は認められず、とくに脇指の所持携行はむしろ一般的でさえあり、その長さ・さや色・つば形など、形状つまり標識的な規制を別にすれば、中世から近世を通じて変更を加えられることはなかった、といわざるを得ない。

つまり、近世前期の百姓・町人は刀・脇指の武器としての使用を喧嘩停止令によって法的に凍結されながらも、社会成員としての身分・儀礼や祭りなどの標識としての所持携行を法的に否定されたことはなく、また、農村からの武器の廃絶策が権力によって強行されたこともなかったとみられる。その意味で、刀を自力の標識とみ、したがって刀狩令を中世農民の自力の否定、社会的自律の喪失の象徴とみる従来の兵農分離論の通説（「丸腰の民衆」像）は、もはやそのままでは成立しえないことは明らかであろう。

第四章 海の平和＝海賊停止令

この章では、海域における私戦禁止令の展開を追究するため、海の刀狩令ともよばれる豊臣政権の海賊停止令の実態に検討を加える。喧嘩停止令が山・野・川の紛争を固有の規制対象としていただけに、海を対象とした規制法の存在は、全領域にわたる豊臣平和令の展開ぶりをうかがわせるものとして、とくに注目される。すなわち、本論文の検討によれば、海賊停止令というのは、

- (1) 海の紛争解決に関する権限つまり海の成敗権の豊臣政権による独占を核心として成立し、一貫して追究されたこと、
- (2) 海賊行為の禁止・海民の調査・定住の強制（渡り性の抑制）を主な内容として展開したこと、
- (3) 個別領主にその執行とくに海賊（内海の高麗・外海の高麗）追捕の責任を負わせながら、海賊に対する私的成敗権を厳禁したこと、
- (4) 外海の高麗の禁圧を通じて明＝中国との勘合復活、高麗＝朝鮮・琉球＝沖縄の服属の実現をめざしたこと、
- (5) 豊臣外交の基調は明・南蛮を交易国とし、高麗・琉球・高山国・呂宋を服属国とするという形で重層的に構想されていたこと、などを明らかにする。

ことに、(4)の分析結果は、秀吉の大陸侵略を豊臣政権の成立以来の既定方針とみる、従来の通説の見直しを迫るものであり、さらに、朝鮮侵略が惣無事令違反に対する制裁措置として当時から「征伐」と公言され、国内の征伐策とまったく同一の対応が行われたことからみて、朝鮮侵略もその武力征服は当初方針ではなく、むしろ国内の統合政策と同じ惣無事令の持ち出しに外ならなかったことを意味するものであり、豊臣政権の朝鮮政策の基調もまた、外国意識を欠いた国内並みの私戦禁止令の展開として、位置づけられなければならない。

おわりに

以上、大名領主・村落・百姓の諸階層から外国にわたる、豊臣政権の基本政策の展開とその特質を、とくに17世紀末までを射程において検討し、そこには中世を通じた私戦禁令の基調が一貫してつらぬいていることを実証的に明らかにすることができた、と考えている。

このような移行期の特質とその解明は、日本中世史の特質の到達点とみられ、また中世史研究の高度な達成の単純な応用問題に過ぎないのであるが、この移行期に現れた全国統合の基調の解明を、この論文では特に豊臣平和令の研究と呼び、この移行期を歴史（とくに民衆の歴史）の断層ないしは暗転期とみる、従来の兵農分離論の通説を克服する一つの実証的な起点としての位置を与えたいと思う。

論文審査結果の要旨

第一章 大名の平和=惣無事令 この章では、大名領主レヴェルの私戦禁止令の展開を追究する。豊臣政権の天下統一の政策基調が、中世をつらぬく自力原則とそれに根ざす戦国大名の交戦権を否定し、戦争の原因である領土紛争を豊臣裁判権によって平和的に解決することにあったこと、また、軍事力の発動は、この裁定に対する違反行為=平和侵害への制裁に外ならなかったことを明らかにする。すなわち、和平と国分令の基調は、戦国争乱期を通じて戦国大名間の交戦と講和の過程で個別的に展開されてきたが、戦国大名の国分令の法理は当知行主義、自力次第=当事者主義など中世社会の法慣習に根ざすもので、戦国大名間の自律的な領有秩序を形成させていた。しかし、自力次第の原則は領土協定を不安定かつ錯綜させる大きな要因となっており、論者はその克服が統一者としての豊臣政権の課題であったとする。

豊臣政権の国分令の特徴は、豊臣裁定に拘束力があり、従わぬ者は平和侵害の罪をもって誅伐あるいは成敗の対象となり、裁定の実現に当たっては、当事者の自力を排して職権主義的な強制執行へ転換したことなど、戦国期国分と峻別されるものがあったと論ずる。つぎに、この観点から、これまでの豊臣政権の武力征服過程とされてきた四国・九州および関東・奥羽の統一過程について逐一検討を加え、いくつかの新しい見解を述べている。とくに、従来秀吉の武力征服後の天正18年に出されたと理解されてきた関東・奥羽両国惣無事令が、天正15年に基本的な統一政策として出されたことを、論者は多くの関係史料の検討を通じて確定している。この成果の意義は大きい。すなわち、天正18年の武力行使は裁定秩序の侵害に対する制裁に外ならないとする論者の根拠となったからである。さらに、論者は、惣無事令は大名のみならず国侍・百姓等をも包摂するもので、一揆や喧嘩の抑制を含む広汎な私戦禁止の平和令であったと主張する。すなわち、秀吉は、あくまでも平和=惣無事令を基調に統一過程を進めたのであって、軍事制圧の強硬策をとったとする通説をその根底から批判するのである。豊臣政権の歴史的性格の理解に全く新しい地平を拓いたものとして高く評価される。

第二章 村落の平和=喧嘩停止令 この章では、豊臣惣無事令体制が中世村落と農民にとってどのような意味をもったかということを追究する。はじめに、豊臣喧嘩停止令の発見につとめ、その結果、天正16年の刀符令に先行して喧嘩停止令が出ていると推論する。この法は、山野水論など村落間相論にみられる自検断権による農民の武器行使などを禁じたものであり、近世初期にも徳川喧嘩停止令として継承されていることを初期幕府令・藩法などの分析を通して明らかにしている。

つぎに、喧嘩停止令の前提となった村落状況を、中世後期の山野水論にかかわる村落間相

論と近世初頭の村落間相論とにわけて、その実態の分析を行う。前者については、近江および紀伊などのいくつかの事例の分析を行い、山野水論に伴う合戦相論に武器行使、報復行為、近郷の合力など共通する特徴を指摘し、かかる村の自力・自検断は村落の自立・自由という側面を示すが、一方、相論に伴う合戦の惨禍や人質などの犠牲にも留意すべきであると論じ、豊臣喧嘩停止令はこの中世土着の過酷な自力の法の支配から農民を解放する役割をになったとする。後者については、会津領の山論を事例に分析し、そこに中世村落特有の性格が原形的にみられることを確認した上で、徳川喧嘩停止令のもとにおける村落自検断体系の近世的変容の様相を追究する。豊臣喧嘩停止令が実定法であったのかどうかなど課題は残るけれども、論者は、同法を中世村落の自力体制から農民を解放する平和令であると位置づける。

第三章 百姓の平和=刀狩令 この章では、喧嘩停止令における百姓の武器行使禁令と不可分の関係にあるとみられる豊臣刀狩令の実施過程を検討し、刀狩の実態について総合的な追究を行う。そして、豊臣刀狩令が通説のように農村からの絶対的な武器廃絶令であったとするならば、なぜ山野水論に限って農民の武力行使を規制する喧嘩停止令が必要であったのかと問題を提起し、喧嘩停止令の発見が刀狩令そのものの根本的な再検討を要請していると論点を明確にする。

はじめに、刀狩令と刀狩りの史実の見直しを行う。柴田勝家による織田期の刀狩りは中国の故事にならった後世の作為とも考えられるとこれを退け、原刀狩令の成立は天正13年の豊臣刀狩令であるとする。この原刀狩令が身分政策としての性格をもつことを確認し、ついで、同16年の刀狩令の検討に入る。この法令は一般に刀狩令と呼ばれるが、百姓の日常的な武器行使を禁止するもので、帯刀免許制ともいべきすぐれて身分制的な規制が濃いと指摘する。これは、刀狩令を百姓からの武器没収であるとする通説とは大きく異なった見解である。つぎに、この観点から中部・北陸地方をはじめとする各地方における豊臣期刀狩りの状況を分析する。ついで、近世前期の刀狩り状況を徳川刀狩令の存否、町人帯刀禁令の成立、百姓帯刀禁令の成立、などの諸点から分析する。その結果、(1)徳川幕府は豊臣刀狩令を継承した形跡も、実際に百姓の武器の没収を行った形跡も認められず、また、農村の武器廃絶への政策の展開もみられないこと。(2)徳川幕府の「惣町人刀停止」令は寛文8年であり、百姓に対する帯刀規則の成立も延宝5年の紀州藩法が早い例で、しかも、もっぱら身分規制の関心に基づいたものであること。(3)17世紀末の帯刀禁止も脇指は対象外に置かれ、近世の百姓をいわゆる丸腰の農民とみることはできない、など新鮮かつ注目すべき見解を展開している。

第四章 海の平和=海賊停止令 この章では天正16年7月、刀狩令と同時に発令された豊臣政権の海賊禁止令の検討を行っている。この法令は、おそくとも同年6月に豊臣政権の明・南蛮・国内の商船に対する海賊行為を規制対象とした法令の再令であるとし、この再令の分

析を行う。その結果、海賊停止令の対象は、これまで説かれてきたように瀬戸内・九州地方に限定されるものでなく、豊臣政権の領域すべてがこの法令の視野に置かれていたとみるべきで、この再令の固有の目的は海民調査令であったとする。つぎに、この海賊停止令が実際にどう実施されたかを事例を通して検討し、かなり強力に展開したことを確認している。最後に、豊臣政権の東アジア外交に惣無事令の視点から検討を加える。すなわち、豊臣の外交構想は、明・南蛮を自国と対等な交易国、琉球・小琉球といわれた呂宋および朝鮮を自国へ服属すべき国、とみる重層性を持ち、しかも、国内政策と構造的に一体のものとして構想され展開されていたと規定し、朝鮮侵略を惣無事令の体制におさめて理解する。具体的には、秀吉の朝鮮への要求はむき出しの領土要求でないこと、講和交渉においても朝鮮全土の制圧の事実を前提として臨み、明の仲介と先の参礼の事実免じて罪を赦し、北四道と都を還付し豊臣政権の下に安堵してやる、という論法をとったという。これは豊臣政権の朝鮮政策が一貫して国内統一策＝惣無事令の展開に外ならなかったからであると結ぶ。

以上、本論文は、豊臣政権の惣無事令・喧嘩停止令・刀狩令・海賊停止令というあまり注目されることのなかった諸政策ないし諸法令を新たに発見し、同政権による全国統一の過程に、多角的な私戦禁止令の展開が、その政策の基調として一貫して存在したことを実証的に検証したものである。その意図は十分に成功している。もっとも、論理の追究のあまり若干の推論に基づく論証の部分がないわけではない。また、豊臣政権の朝鮮出兵を国内政策の延長としてとらえた点は評価できるが、惣無事令のみでみることに問題は残る。しかし、これらは本論文の価値をいささかも減ずるものではない。本論文は豊臣政権及び兵農分離の研究に新しい地平を拓いたものであることは確かで高く評価される。

以上の理由により、本論文の提出者は、文学博士の学位を授与するに十分な資格を有するものと認められる。